平成２３年（フ）第７６７号
埼玉県川越市大字藤間60番地１　ＳＳＳ川越第２寮
債務者　渡邉　英幸
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９３２号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保826番地64新埜ハイツ101号
債務者　宮嶋　治幸
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５９５号
相模原市中央区上溝3876番地　石橋団地２―405　吉田直美方、住民票上の住所川崎市中原区木月１丁目７番１号　楢原荘101
債務者　須藤　明彦
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６１２号
相模原市南区御園１丁目９番２号
債務者　富井　　弘
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６１３号
神奈川県座間市東原４丁目18番８号ドリーム富士102号
債務者　石野　順二
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６１４号
神奈川県座間市西栗原１丁目４番２号　ハイム座間西原２―203号
債務者　松下　修市
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６１６号
相模原市中央区上溝７丁目12番21号　ライオンズマンション上溝第３　306号
債務者　千葉　利子
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６１７号
相模原市緑区原宿南２丁目25番地１　ツインズマユ101号室
債務者　田畑　一幸
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第８９号
新潟県燕市分水新町２丁目６番７号、前住所新潟県燕市分水新町２丁目７番18号
債務者　山田　　覚
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第９０号
新潟県燕市分水新町２丁目６番７号、前住所新潟県燕市分水新町２丁目７番18号
債務者　山田　優子
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第１１０号
三重県度会郡大紀町永会2506番地１
債務者　清水　文子
１　決定年月日時　平成24年１月13日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第１号
三重県松阪市清生町666番地
債務者　中村　好男
１　決定年月日時　平成24年１月13日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第５９号
京都府舞鶴市字小倉303番地10―101号
債務者　松井　　勇
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第１２４７号
堺市堺区香ヶ丘町４丁６番９号
債務者　ＴａｎａｋａＰａｉｎｔこと　田中　英基
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５５２号
大阪府松原市西大塚１丁目６番21―105号、前住所大阪府松原市阿保２丁目75番地の２401号
債務者　高田メディカルこと　髙田　守久
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５８２号
堺市東区北野田150番地５　マンション北野田22号
債務者　松園　作治
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６０７号
大阪府羽曳野市蔵之内40番地の２
債務者　[illegible]師　　豊
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係